

可児市農業委員会第4回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年4月5日（火）午後3時30分から4時50分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課 長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第21号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第24号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	平成28年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は19名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、8番菱川幸夫委員、9番杉本隆久委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転1件の申請があります。 受付番号1の案件は譲渡人の今渡の方と、譲受人の八百津町の方との間における売買に

よる所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字金屋、地目は田で、面積は 402 m²近接商業地域内における農地です。

譲受人は八百津町福地地内で農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 5,840 m²となります。

この案件は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

菱川委員 受付番号 1 について 8 番菱川が報告します。

事務局から説明がありましたように、譲受人は農業経営をおこなっており、経営規模を拡大し、今後も農業をおこなっていくということなので、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 2、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 21 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 1 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、申請人に今渡の方が、個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑で、面積は 804 m²、近隣商業地域内における農地で、申請地の東側は道路沿い水路と申請人の宅地、西側は道路と申請人の田となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用理由としまして、個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから第 3 種農地と判断されます。一般基準判定につきましては、雨水排水は雨水浸透枡で対応、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

菱川委員 受付番号1について8番菱川が報告します。

家の建替えということで調べましたら、まだ農地のままだったということで申請が出ております。昭和43年頃から宅地として使用しているということで、始末書が出ており、問題ないと思います。また、雨水については、側溝が完備しているにもかかわらず、雨水浸透枡ということで申請が出されていますが、その点考慮して審議の方をお願いします。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

なお、受付番号19番は、9番杉本隆久委員が、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号18番までを審議します。

事務局 議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転12件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権の設定4件、賃貸借権の設定2件、合計20件の申請があります。

受付番号1の案件は、賃貸人の御嵩町上恵土の方外2名と、賃借人の瀬田の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が自動車展示販売店舗を拡張するため転用許可を求めます。

土地の概要は、瀬田字佃外5筆、地目は田、地積は、合計5,297㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿い水路と賃借法人店舗、西側は道路と賃借法人店舗、南側は道路と賃借法人店舗、北側は道路となっており、許可後8ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が既存施設の事業区域を拡大して、自動車整備工場を建築し、駐車場を増設するとの一体利用の計画であります。

農地転用許可区分は、西側の増設部分については、市役所支所（広見東連絡所）まで430mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。また、東側の増設部分は、市役所支所（広見東連絡所）まで280mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け既設集水枡に接続し

北側排水路に放流、上下水道は場内既設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の長洞の方と、譲受人の長洞の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が近隣住宅団地住民への貸し駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、長洞字三ツ釜、地目は畑、地積は、403 m²、農振区域外の農地で、申請地の東側は公園、西側と南側は山林、北側は愛岐ヶ丘集会所となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接する山林を一体利用して近隣団地住民への貸し駐車場とするとの計画であります。

なお、申請人より農地であるにもかかわらず永年、耕作放棄しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、公益施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は一体利用の敷地内外周にU字溝を設け西側の道路側溝に接続、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、貸渡人の塩河の方と、借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字松本、地目は田、地積は、92 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は借受人の父の転用許可済み畑、西側は道路、南側は宅地、北側は借受人の父の畑となっており、許可後平成28年10月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する宅地を一体利用して、貸渡人の孫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連して土地現況確認申請（非農地）受付番号2を同時提出されております。

付番号4の案件は、貸渡人の土田の方と、借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、地積は、517 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路沿いの水路、南側と北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の娘婿である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、ひまわりファミリークリニックまで 520m及びくろだ胃腸科内科まで 550m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が農機具置場として利用するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑、地積は、13 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側及び北側は譲渡人の畑、西側は譲受人の畑、南側は道路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人の畑への進入路として利用していた一部を親戚である譲受人の隣接する田の作業のための農機具置場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡、地目は畑、地積は、134 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側は道路、北側は水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 の案件は、賃貸人の土田の方外 1 名と、賃借人の徳野南の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が従業員の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大脇外 2 筆、地目は畑、地積は、合計 439 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は賃貸人の畑、西側は一体利用する山林、南側は賃貸人と賃借人の畑、北側は山林、となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する山林を一体利用して、賃借法人の従業員駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、温泉施設や住宅が近接する 10 h a 未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 の案件は、譲渡人の春日井市の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字峠、地目は畑、地積は、50 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は宅地、西側は宅地と譲受人の宅地と畑、北側は道路、となっており、進入路敷地としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅への進入路として利用するとの計画であります。なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに宅地への進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 9 の案件は、譲渡人の春日井市の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字峠、地目は畑、地積は、36 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は宅地、西側は道路、北側は宅地と譲受人の宅地、となっており、進入路敷地としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅への進入路とするとの計画であります。なお、申請人より農地法の許可を受けずに宅地への進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 10 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の名古屋市熱田区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人がガス施設への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、地積は、15 m²、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側と南側は道路、北側は一体利用の譲渡人の宅地となっており、許可後平成 28 年 6 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が隣接する宅地を一体利用して、都市ガス施設への進入路として利用するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに自宅の庭として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側

溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の今渡の方外 1 名と、譲受人の今渡の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が建設業駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東外 1 筆、地目は畑、地積は、合計 1,185 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地と畑、西側は駐車場、南側は道路、北側は水路、となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は申請地南側で建設業を営む譲受法人の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 12 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の川合の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大門先、地目は田、地積は、620 m²、準工業地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路沿い水路、南側は一体利用の宅地、北側は宅地、となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が隣接する宅地を一体利用して、7 区画の宅地造成をおこない分譲住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け前面道路側溝に接続、上下水道は敷地内に道路を設け前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の関市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子 3 筆、地目は畑、地積は、合計 637 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側と北側は譲渡人の畑、南側は宅地となっており、許可後 2 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は 3 区画の宅地造成をおこない分譲するとの計画であります。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに公園敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済

みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、譲渡人の加茂郡白川町の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、地積は、247 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は宅地、西側は道路、北側は水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、住宅の建築目的での転用許可済地であり、関連案件の(事変申請受付番号 1)が同時提出されております。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の岐南町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間外 1 筆、地目は田、地積は、合計 1,908 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と田、西側は宅地、南側と北側は道路、となっており、許可後平成 28 年 12 月 15 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は 7 区画の宅地造成をおこない分譲住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、あらい歯科まで 140m 及びかわい幼稚園まで 180m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け前面道路側溝に接続、上下水道は敷地内に道路を設け前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 の案件は、譲渡人の岐阜市の方と、譲受人の川合北の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野、地目は畑、地積は、227 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は関電敷地、となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなって

いることから特に支障になることはないと思われま

なお、住宅の建築目的での転用許可済地であり、関連案件の(事変申請受付番号2)が同時提出されております。

受付番号17の案件は、譲渡人の岐阜市の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野、地目は畑、地積は、40 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は一体利用の譲受人の宅地、西側は道路、南側と北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅への進入路として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

なお、住宅の建築目的での転用許可済地であり、関連案件の(事変申請受付番号3)が同時提出されております。

受付番号18の案件は、譲渡人の岐阜市の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野、地目は畑、地積は、40 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は一体利用の畑と通路として農地転用済み畑、北側は譲渡人の畑、となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は自宅への進入路とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

なお、住宅の建築目的での転用許可済地であり、関連案件の(事変申請受付番号4)と一体利用で関連案件の(5条申請受付番号19)が同時提出されております。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

渡邊委員

受付番号1について14番渡邊が報告します。
転用理由は、既存施設の事業区域を拡大して、自動車整備工場を建築し、駐車場を増設するというので一体利用として使用するという事です。雨水排水につきましては自己用の側溝、上下水道は既設管に接続ということで、農業用水への影響はないと思われま

議長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2長洞をお願いします。

生田委員

受付番号2について2番生田が報告します。

この土地の地目は田となっておりますが、現地確認したところ竹藪になっておりまし

た。既存の駐車場が廃止ということで、近隣住民の貸駐車場にするという申請です。雨水排水はU字溝を設け道路側溝に接続ということで、問題ないと思います。

議長 土田委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3 塩河お願いします。

受付番号3について18番土田が報告します。

貸人の孫が個人住宅を建築するための申請で、雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道に接続予定です。隣地同意書、始末書も添付されており、問題ないと思います。

なお、申請番地の隣地についても、非農地証明が提出されております。

議長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4、5、6 土田お願いします。

受付番号4、5、6について10番井藤が報告します。

受付番号4について、貸人の娘婿が個人住宅を建築するための農地転用で、雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続予定です。土地改良の同意も得ており、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

受付番号5について、転用理由は、譲渡人の畑への進入路として利用していた一部を譲受人の隣接する田の作業のため農機具を置きたいという申請がでています。雨水は道路側溝ということで、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

受付番号6について、譲受人が個人住宅を建築するための農地転用です。雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続予定ですので、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 堀井委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7番土田お願いします。

受付番号7について11番堀井が報告します。

賃借法人の従業員駐車場として利用するとの計画で、雨水排水は地下自然浸透となっており、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 可児委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8、9 下恵土お願いします。

受付番号8、9について17番可児が報告します。

譲受人の自宅への進入路ということで申請ですが、農地法の許可を受けず、すでに数十年前から進入路として利用しており、始末書が添付されております。雨水排水は地下自然浸透となっており、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 菱川委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号10、11、12 今渡お願いします。

受付番号10、11、12、13、14について8番菱川が報告します。

受付番号10について、都市ガスの調整弁を付けるということで進入路として利用するとの申請です。芝生を植えて庭として利用していたということから始末書が添付されています。雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要ということで、問題ないと思います。

受付番号11について、譲受法人が建設業駐車場として利用するための申請です。一部駐車場として利用していたということから始末書が添付されています。雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要ということで、問題ないと思います。

受付番号12について、隣接する宅地を一体利用して、7区画の宅地造成をおこない分譲住宅を建設するというので、雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続ということで、問題ないと思います。

受付番号13について、3区画の宅地造成をおこない分譲するという申請です。今まで

公園敷地として利用しており、始末書が添付されています。雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続ということで、問題ないと思います。

受付番号 14 について、個人住宅の建築で、雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続予定です。土地改良の同意も得ており、農業用水への影響はないということで、問題ないと思います。

議長 大澤委員 ご苦労さまでした。続きまして、15 番川合をお願いします。

大澤委員 受付番号 15 について、12 番大澤が報告します。

7 区画の宅地造成をおこない分譲住宅を建築するという申請です。雨水は前面道路側溝に、上下水道は公共上下水道へ接続ということで、問題ないと思います。

議長 杉本委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 16、17、18 川合をお願いします。

杉本委員 受付番号 16、17、18 について 9 番杉本が報告します。

一枚の畑を三つに分け、ひとつは個人住宅の建設で、外二つは奥の住民の方の進入路として使用するということです。

議長 大澤委員 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 事務局にお尋ねいたします。

受付番号 1 ですが、今回自動車屋が 5,000 m²を超える面積を借りられ、舗装をかけられると思いますが、5,000 m²を一気に舗装されますと水の量が大雨のとき大変だと思いますが、既存の部分は開発のなかで、調整機能もたせてあると思いますが、今回の申請の中では調整機能の話はなかったと思いますが、これは自己用側溝に入れますということは調整機能もたせてあるところと一回流して出すということで理解すればいいですか。

事務局 それぞれの土地について、調整機能を持っておりまして、最終的には既設のものに接続するという計画をされています。

大澤委員 ようは、前の開発にこの分も将来的に増えるということを考えて、調整機能もたせてあるところへ新たに流すだけであって、今回増えることによって調整機能も変更しないといけないということは、出てこないですね。大丈夫ですね。これだけの面積があると、一気に時間雨量何十ミリも降ると、かなりの水が出てきます。田んぼだったら調整機能が 20、30 センチは降ったって無理できますが、これだけ舗装をかけるとかなりの水が出てきたときに問題があると思いますが、下に行くとも瀬田川といって大変よくあふれるところで、そのへんのこともしっかり指導してあげれば結構だと思いますが、今回増えるところだけでも 5,300 m²ありますので、下流のところにも迷惑がかからないように指導してあげればいいと思います、

議長 事務局 事務局、指導してくださいということですので、よろしくお願いします。

事務局 今の件につきまして、開発担当しているところに確認を取りますので、少しお時間をいただきたいと思います。

ちなみに、東側は工場ということで建物、西側は駐車場ということで計画されています。

議長 「これから午後 4 時 30 分まで暫時休憩とします」

議 長 「これより審議を再開します」

局長、発言をお願いします。

局 長 建築指導課で大規模なものについては、都市計画法の開発許可で細かい技術審査をしております。そのなかで12番大澤委員から出ました、雨水等の排水についての確認をしてみました。二箇所今回増えることによって、水が一気に流れ出るので調整についていったん水を溜めておいて少しずつ流すような調整機能が必要ではないかということに対しての確認でございます。まず、東側と西側と両方あります。全体で増える面積に対して、調整要領はもともと持っておりますので、その分については、全体で広がっても調整池の容量として基準を満たしているということで問題はないが、西側については水が調整池に入れないので、直接放流というかたちで排水溝に流れ出ます。東側については、既存の調整池に入るとい構造になっております。ただし、全体では直接放流も含めて調整池の容量を確保してあり心配ないということで確認をとりました。

議 長 ありがとうございます。事務局どうぞ。

事 務 局 現地確認の際、新たに工場を建てられ油が出るのではないかとという質問があり、調査を依頼されましたので回答をさせていただきます。担当に書類確認したところ、前回の開発の資料におきまして、油の流出がないよう指導があり、油を分離するということで雨水分離槽を設けて放流ということで、その槽を設けたことにより許可がおりているという施設があります。そこへ放流ということで接続されますので、問題ないということです。

議 長 ありがとうございます。只今、地元委員から発言がありました件につきまして、その他、ご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第4、受付番号1番から18番までの議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 それでは、日程第4、受付番号19番の議案第22号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を審議します。9番 杉本 隆久（すぎもと たかひさ）委員の退席をお願いします。

議 長 （杉本 隆久委員退席）

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号、受付番号19、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

この案件は、貸渡人の川合の方と、借受人の川合の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が自宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野、地目は畑、地積は、1.20㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と北側は一体利用の畑、南側は貸渡人の畑となっております、許可

後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人の自宅への進入路として利用するとの計画であります。なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域としていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、一体利用で関連案件の(5条申請受付番号18)及び関連案件の(事変申請受付番号4)が同時提出されております。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長
大 澤 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、現地確認委員から、発言をお願いします。受付番号19について、12番大澤が報告します。

この案件につきましては、先ほど説明で承認をいただきました17、18番を整理しているときに、すでに進入路として利用している1.20㎡が農地法の許可を受けてないことが分

議 長

かり、今回申請がだされました。かなり前から進入路として利用していたということから始末書が添付されており、問題ないと思います。

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第4、受付番号19番の議案第22号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長

【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。ここで、杉本 隆久委員の着席をお願いします。

議 長

(杉本 隆久委員着席)

続きまして、日程第4、受付番号20番の議案第22号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第22号、受付番号20、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

受付番号20の案件は、貸渡人の西帷子の方と、借受人の西帷子の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が建設業の事務所・資材置場とするため転用許可を求めるもの

です。

土地の概要は、西帷子字小畔外5筆、地目は田と畑、地積は、合計1,261㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と山林と貸渡人の畑と山林、西側は道路沿いの水路と貸渡人の宅地、南側は水路と道路と貸渡人の宅地、北側は水路と貸渡人の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人の建設業の事務所・物置及び資材・車両置場として利用するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに事務所、物置、資材・車両置場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。

勝野委員 受付番号20について16番勝野が報告します。

現地確認したところ、建物が4棟たっており、農地の痕跡はまったく見当たりません。始末書によりますと、貸渡人の父が昭和40年頃から、事業用建物として利用していたということです。借受人の子が事業を継承するにあたり判明し、申請がだされました。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、受付番号20番の議案第22号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は4件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者は、昭和44年に住宅建築目的で5条による転用許可

を受けたが、家族の将来計画の変更により断念したため、事業承継者に譲渡し譲受人が個人住宅を建築する計画に変更することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子、地目は田、地積は、247 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は宅地、西側は道路、北側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、事業承継者の譲受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号14)が同時提出されております。

受付番号2の案件は、当初事業者は、昭和45年に住宅建築目的で5条による転用許可を受けたが、仕事の関係で転勤を繰り返すこととなり、可児市に定住することが不可能となったため、事業承継者に譲渡し譲受人が個人住宅を建築する計画に変更することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野の一部、地目は畑、地積は、227 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は閑電敷地、となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、事業承継者の譲受人が個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上水道は道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号16)が同時提出されております。

受付番号3の案件は、当初事業者は、昭和45年に住宅建築目的で5条による転用許可を受けたが、仕事の関係で転勤を繰り返すこととなり、可児市に定住することが不可能となったため、事業承継者に譲渡し譲受人の住宅への進入路として利用する計画に変更することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野の一部、地目は畑、地積は、40 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は一体利用の譲受人の宅地、西側は道路、南側と北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、事業承継者の譲受人の自宅への進入路として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号17)が同時提出されております。

受付番号4の案件は、当初事業者は、昭和45年に住宅建築目的で5条による転用許可を受けたが、仕事の関係で転勤を繰り返すこととなり、可児市に定住することが不可能となったため、事業承継者に譲渡し譲受人の住宅への進入路として利用する計画に変更することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字西野、地目は畑、地積は、40 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は一体利用の畑と通路として農地転用済み畑、北側は譲渡人の畑、となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、事業承継者の譲受人は自宅への進入路とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号18)と一体利用で関連案件の(5条申請受付番号19)が同時提出されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。受付番号1番今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号1について8番菱川が報告します

先ほど5条の14号のほうで説明をしておりましたが、昭和44年に5条の転用許可を受けましたが、家族の将来計画の変更により事業変更の申請がでています。農地性がありということですが、雑草程度で特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続きまして、2、3、4川合をお願いします。

杉本委員 受付番号2、3、4について、9番杉本が報告します。

ひとつの畑を三つに割って処分するという事です。事務局から詳細について説明があったとおりですので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第23号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第24号「土地現況確認申請書(非農地)の承認について」を議題とい

たします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今日は 3 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、二野の方が所有する田です。

土地の概要は、二野字京ケ洞、地目は田、面積は 380 m²です。昭和 60 年頃まで耕作していたが、近接の二野工業団地の造成の影響もあり、進入路が荒廃化して平成 5 年頃から原野化して現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 2 の案件は、塩河の方外 1 名が所有する田と畑です。

土地の概要は、塩河字松本外 1 筆、地目は田と畑、面積は合計 140 m²です。昭和 33 年に住宅を建築し現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 3 の案件は、土田の方が所有する畑です。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、面積は 231 m²です。昭和 51 年頃に車庫を建築し、昭和 61 年に隣接する宅地での住宅増築時の一部敷地として利用して現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 二野をお願いします。

奥村（武司）委員 受付番号 1 について、1 番奥村が報告します。

平牧連絡所ができ、進入路が原野化し一輪車しか通れない状況ですので、非農地化について、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。続きまして受け付け番号 2 塩河をお願いします

土田委員 受付番号 2 について、18 番土田が報告します。

現在、住宅が建っているところが農地であったということで、非農地化について、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労様でした。3 番土田をお願いします。

井藤委員 受付番号 3 について、10 番井藤が報告します。

車庫を建築し、隣接する宅地での住宅増築時の一部敷地として利用し現在に至るということで、非農地化について、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします

日程第 6 議案第 24 号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、受付番号 1 については、これを判断し、通知することに、受付番号 2 及び受付番号 3 については、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、受付番号 1 については、通知するこ

とに、受付番号2及び受付番号3については、県に進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第25号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、解除条件付使用貸借2件、3,905㎡の集積となります。

受付番号1番と受付番号2番は、借人が同じで解除条件付使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。

貸人の羽崎の方外1名と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は羽崎字川原外2筆、地目は田、面積は合計3,905㎡、新規設定と再設定で、平成31年までの3年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第7、議案第25号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第4回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労さまでございました。